

軽自動車やバイクを所有する皆さん!

課税は4月1日が基準日です

軽自動車やバイクは、4月1日に所有している人に税金が課されます。皆さんはきちんと手続きをしていますか？

手続は3月末まで

軽自動車税は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。

他人への譲渡や盗難、紛失した場合も、必要な手続をせずにそのまましておくと同様に課税され、1年間分の税金を支払うこととなります(自動車税と異なり、月割課税、月割還付はありません)。

また、軽自動車などの所有者が市外へ引っ越す場合は、車検証等の住所の変更手続が必要で、所有者が亡くなった場合も廃車や変更の手続が必要です。

	年度途中で取得	年度途中で廃車
軽自動車税(市税)	課税されません	1年間分の課税還付なし
自動車税(県税)	月割で課税	月割の還付あり

車種区分	申請手続場所
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー	市民税課(市役所3階南側) ☎55-2735
軽二輪(125cc超~250cc以下)	全国軽自動車協会連合会静岡県取扱事務所(長泉町) ☎055-988-4022
小型二輪(250cc超)	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所(沼津市) ☎050-5540-2051
軽自動車(軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所(長泉町) ☎055-988-3847
普通自動車、大型特殊自動車	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所(沼津市) ☎050-5540-2051

申請手続場所

手続をしないと、トラブルの原因になります。変更があった場合は、必ず手続をしましょう。手続は車種により異なります。各機関へお問い合わせの上、必ず3月末までに手続をしてください。
納税通知書は5月中旬に送付します。ことしの納期限は6月2日(月)です。

ご注意ください

市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証等の住所を市内に変更する手続が必要で、また、原動機付自転車などは、富士市のナンバーを取得しなければなりません。

身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要で、ことしの申請期間は納税通知書到着から5月26日まで。詳しくは、市民税課へ。

原動機付自転車を含む全ての自動車は自賠責保険・共済への加入が法律で義務付けられています。必ず加入してください。

フォークリフト・農耕用トラクターなどの小型特殊自動車は公道を走行しなくても、所有していればナンバープレートをつけなくてはなりません。未取得の人は市民税課で手続をしてください。

問い合わせ
市民税課
☎(55)2735
☎(53)0974



市民交通傷害保険を受け付けます

安い保険料で補償が受けられる市民交通傷害保険。万が一のときに備えて、家族そろって加入してみたいかですか？

保険料 / 1人1口900円(1か月75円×12か月。1人2口まで加入できます。支払い保険料は10円単位で、10円未満は四捨五入します)

加入資格 / 市内在住・在学・在勤の人
(市内の企業や学校など、団体での加入も受け付けます)

保険期間 / 平成26年4月1日~平成27年3月31日
(中途加入者は、加入申込時から平成27年3月31日まで)

受付期間 / 3月10日~4月10日 8:45~16:30
(土・日曜日・祝日は除く)

受付場所 / 市役所2階市民ホール
※4月11日(金)以降は、市役所3階市民安全課で、随時受け付けます(土・日曜日、祝日は除く)。

★各地区まちづくりセンターなどでも、下記の日程での出張受付を行います。ご利用ください。

と き (3月)	と ころ
10日(月)	9:30~12:00 青葉台・富士北まちづくりセンター
	13:30~16:00 神戸・丘まちづくりセンター
11日(火)	9:30~12:00 浮島まちづくりセンター
	13:30~16:00 吉永北まちづくりセンター
12日(水)	富士駅北まちづくりセンター
	富士南まちづくりセンター、富士川ふれあいホール
13日(木)	鷹岡・岩松北まちづくりセンター
14日(金)	富士駅南・元吉原まちづくりセンター
17日(月)	9:30~16:00 富士見台・田子浦まちづくりセンター
18日(火)	原田・伝法まちづくりセンター
19日(水)	天間・今泉まちづくりセンター
20日(木)	須津・広見まちづくりセンター
24日(月)	大淵・松野まちづくりセンター
25日(火)	岩松・吉永まちづくりセンター

問い合わせ 市民安全課 ☎55-2831 ☎51-0367